

富山市人権教育・啓発に関する基本計画（案）の

パブリックコメントにおけるご意見と市の考え方

富山市人権教育・啓発に関する基本計画（案）について、パブリックコメントの結果、次の通りご意見が寄せられましたので、それに対する市の考えと併せて公表いたします。

- | | | |
|------------|-----------------------|----|
| 1 実施日 | 令和4年2月1日（火）から2月14日（月） | |
| 2 ご意見の提出状況 | 意見者数 | 1人 |
| | 意見数 | 4件 |

No.	項目	ご意見	市の考え方
1	<p>第3章 8 性的指向・性自認に関する人権問題</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・研修は、教職員に限らず生徒も対象として、多様な性に関する研修や授業を行ってください。 ・制服の選択は、差別の対象とならないよう、トランスジェンダーの者だけではなく、例えば寒さ対策のためなど、理由を問わず選択できることを示してください。 ・制服の選択においては、生徒の意思を最大限尊重してください。選択によって他の生徒からいじめを受けることがないよう、生徒が多様な価値観を認め合うことができる取り組みをしてください。 	<ul style="list-style-type: none"> ・これまでも各学校においては、性的志向・性自認に関する人権問題を含む多様な性に関する内容に関し、例えば保健体育科や道徳科のほか、社会科や特別活動等の授業で取り扱うなど、学校の教育活動の全体を通して生徒への指導に努めており、今後も引き続き取り組んでまいります。 ・令和3年度、制服のスカート、スラックスを自由に選択できるようにしている市立中学校は26校中18校であり、残りの8校についても保護者と検討中または今後見直しを図ることとしております。導入している学校においては、保護者や新生徒が制服を選択する際に参考となるよう、スラックスには防寒対策のほか、自転車通学時や清掃活動時に動きやすいなどの機能性があることについても紹介しております。 ・制服の選択については、学校がどちらかを推奨することではなく、本人及び保護者が判断し、選択しています。また、制服の選択にとどまらず、生徒に関わるいじめ、差別や偏見が起こることは絶対に許されることではなく、学校においては、生徒一人ひとりがかけがえのない存在であることを自覚し、差別や偏見をせず、互いに尊重し合い、好ましい人間関係を築いていこうとする心と態度を育むことができるよう、教育活動の全体を通じた指導を行っており、今後も引き続き取り組んでまいります。

No.	項目	ご意見	市の考え方
2	第3章 8 性的指向・性自認に関する人権問題	<ul style="list-style-type: none"> ・性自認に係る相談体制も作ってください。 ・相談者の匿名性に関して、十分に配慮して相談できる体制を作ってください。対面はもちろん電話でも声から自分のあり方を判断されることを恐れて、相談できない場合もあります。また、文字のチャット相談やLINEなどのSNSを活用した相談なども必要です。 	<p>本市では国や県と足並みを揃えつつ、「性的指向」「性自認」など、性的少数者に係る相談体制の充実を図ってきております。今後も多様な性についての各種研修や啓発イベントへの参加等を通じて、職員の資質向上を図ってまいります。</p> <p>・本市では「市へのご意見・ご要望」をお受けする窓口として、庁舎内担当窓口やお電話の他、市ホームページ内にある「市へのご意見・ご要望」投稿フォーム、市内の主な公共施設に郵送料不要の便せん付封筒を配置しております。また市民生活相談課宛のメールアドレスもホームページに掲載し、相談の受付体制を整えております。</p> <p>チャットやSNS相談は匿名性が保たれつつ、自分の入力したコメントが直ぐに相手に届き、まるでお互いが直接話しているような状態で相談を行うことができるという利便性は認識しております。本市では面談や電話での相談のほか、手紙や電子メールによる相談も承っており、希望される方にはこれらの手法を組み合わせることにより、チャットやSNSが持つ利便性と同程度のものを提供できるものと考えております。</p> <p>そのため本市では現在、チャットやSNS導入に向けた予定はございませんが、先行自治体の事例を収集し、本市において導入に向けた機運が高まりましたら、速やかに具体化してまいりたいと考えております。</p>

No.	項目	ご意見	市の考え方
		<p>・相談が無かったり相談件数が少なかったりして単純な数の上での実績が見えなくても相談体制の充実には取り組み続けてください。</p>	<p>・相談窓口は今後も継続いたします。そして定期的に相談体制を検証し、相談しやすい相談窓口となるよう努めてまいります。</p>
3	<p>第3章 8 性的指向・性自認に関する人権問題</p>	<p>富山県が同性カップルも利用できるパートナーシップ制度制定を目指し、準備を進めているようです。県の手が行き届かない部分をフォローしたり、制度上の不備があればそれを県にフィードバックするなど、可能な限りの連携や協力体制の構築をお願いいたします。</p>	<p>富山県は昨年12月に「パートナーシップ宣誓制度」導入に向けて検討を始めたことを表明し、現在県下各市町村との間で、どのようなサービスが提供できるか照会がありましたが、その後は具体的な動きは無く、制度の詳細は不明であります。</p> <p>市としては、県の動向を注視してまいります。</p>
4	<p>第3章 8 性的指向・性自認に関する人権問題</p>	<p>今回の案にはありませんが、性的指向・性自認やアウトティングなどに関する差別禁止の条例を制定することも重要です。</p>	<p>性的指向・性自認に関する差別禁止の条例を制定することは、性的少数者に係る差別の解消や人権尊重、さらにはその支援のための方法の一つと考えております。</p> <p>本市としてはまず、性的少数者に向けられる偏見や差別をなくすための啓発活動をしっかり行うとともに、条例化については先行自治体の事例を収集しながら、市民意識の動向を注視して判断してまいりたいと考えております。</p>

3 計画書への反映方針

「8 性的指向・性自認に関する人権問題」

(3) 施策の方向

について、パブリックコメントに対する市の回答を踏まえ、施策の内容に関する表現について、下線部のように変更いたします。

施策	施策の内容
性的指向・性自認に関する人権問題への理解の促進	○広報等を通じて、正しい理解を深めるための啓発を推進します。 ○性的指向・性自認に係る問題等や差別についての相談体制の充実を図ります。 ○ <u>市立中学校において生徒や保護者が制服などの衣服を選ぶ際には、性的少数者である当事者の気持ちについても尊重していきます。</u>